



宮 崎 県 公 報

平成20年1月31日(木曜日) 第 1951 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定…………… (衛生管理課) 1	
○県道の路線の認定…………… (道路保全課) 1	
○廃川敷地等の公示…………… (河川課) 1	
○土砂災害警戒区域の指定 (4 件) …………… (砂防課) 1	
○指定構造計算適合性判定機関の指定について (2 件) …………… (建築住宅課) 4	

公 告	
○宮崎県伝統的工芸品の指定…………… (地域産業振興課) 4	
○宮崎県伝統工芸士の認定…………… (“ ”) 4	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 4	
○落札者等の公告…………… 4	
正 誤	
○昭和56年4月1日付け県公報(号外第20号)中…………… 5	
○昭和60年4月1日付け県公報(号外第26号)中…………… 5	
○平成20年1月24日付け県公報(号外第3号)別冊(81頁)中…………… 5	

告 示

宮崎県告示第61号

物産統制令施行令(昭和二十七年政令第三百十九号)第十一号及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十一年厚生省令第三十八号)第二条の規定により公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成二十年一月一日から施行する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定(平成五年宮崎県告示第百四号)は廃止する。

平成二十年一月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公衆浴場入浴料金の額

入 浴 料 金		
大人(十二歳以上 の者)	中人(六歳以上 十二歳未満の者)	小人(六歳未満の 者)
三百五十円	百三十円	六十円

宮崎県告示第62号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定により、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成20年1月31日から平成20年2月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
243	須美江インター 線	延岡市須美江町	
		延岡市須美江町	

宮崎県告示第63号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 河川の名称
二級河川清武川水系山住川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成20年1月31日
- 廃川敷地等の位置
宮崎市田野町字尾脇甲8757番1地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 255.31㎡

宮崎県告示第64号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
	古 城 町	II-1-4196	急傾斜地の崩壊
	桜 町	I-1-0065	急傾斜地の崩壊
	桜 町 1	III-1-9087	急傾斜地の崩壊
	山ノ城 1	I-1-0063	急傾斜地の崩壊
	山ノ城 2	I-1-0064	急傾斜地の崩壊
	山ノ城 3	II-1-4207	急傾斜地の崩壊
	持 田 1	I-1-3065	急傾斜地の崩壊

宮 崎 市	持 田 2	Ⅱ - 1 - 4146	急傾斜地の崩壊
	持 田 3	Ⅱ - 1 - 4147	急傾斜地の崩壊
	持 田 6	Ⅲ - 1 - 9085	急傾斜地の崩壊
	持 田 7	Ⅲ - 1 - 9086	急傾斜地の崩壊
	相ヶ迫 1	Ⅱ - 1 - 4145	急傾斜地の崩壊
	相ヶ迫 2	Ⅲ - 1 - 9084	急傾斜地の崩壊
	時 雨	Ⅱ - 1 - 4144	急傾斜地の崩壊
	時雨柳迫 1	Ⅱ - 2 - 0313	急傾斜地の崩壊
	時雨柳迫 2	Ⅱ - 1 - 4142	急傾斜地の崩壊
	時雨柳迫 3	Ⅱ - 1 - 4143	急傾斜地の崩壊
	時雨柳迫 4	Ⅲ - 1 - 9082	急傾斜地の崩壊
	生目台東一丁目 3	Ⅱ - 1 - 4138	急傾斜地の崩壊
	大 坪 2	I - 2 - 0011	急傾斜地の崩壊
	坂 谷	I - 1 - 3064	急傾斜地の崩壊
	城 福 寺	I - 1 - 0062	急傾斜地の崩壊
	城福寺 1	Ⅱ - 2 - 0318	急傾斜地の崩壊
	城福寺 2	Ⅲ - 1 - 9081	急傾斜地の崩壊
	折 生 迫	Ⅲ - 1 - 9077	急傾斜地の崩壊
	谷 口 1	Ⅱ - 1 - 4139	急傾斜地の崩壊
	谷 口 2	Ⅱ - 1 - 4140	急傾斜地の崩壊
	谷 口 3	Ⅱ - 2 - 0312	急傾斜地の崩壊
	谷 口 4	Ⅲ - 1 - 9078	急傾斜地の崩壊
	谷 口 5	Ⅲ - 1 - 9079	急傾斜地の崩壊
	中 岡 1	Ⅱ - 1 - 4005	急傾斜地の崩壊
	中 岡 2	Ⅱ - 1 - 4195	急傾斜地の崩壊
	中 岡 3	Ⅱ - 1 - 4208	急傾斜地の崩壊
	北川内 1	Ⅱ - 1 - 4194	急傾斜地の崩壊
	北川内 2	Ⅱ - 1 - 4211	急傾斜地の崩壊
	北川内坂谷	I - 1 - 0066	急傾斜地の崩壊
	北川内谷口	I - 1 - 0061	急傾斜地の崩壊
	北川内町折生迫	Ⅱ - 1 - 4136	急傾斜地の崩壊
	門 前	Ⅱ - 1 - 4004	急傾斜地の崩壊
	野 間 口	I - 1 - 3066	急傾斜地の崩壊
	城福寺谷	01 - 201 - 2 - 014	土 石 流
	城福寺谷 2 - 1	01 - 201 - 1 - 027 - 1	土 石 流
	城福寺谷 2 - 2	01 - 201 - 1 - 027 - 2	土 石 流
	城福寺谷 2 - 3	01 - 201 - 1 - 027 - 3	土 石 流
	深田 2 - 1	01 - 201 - 3 - 048 - 1	土 石 流
	深田 2 - 2	01 - 201 - 3 - 048 - 2	土 石 流
	谷 口 谷	01 - 201 - 1 - 025	土 石 流
中 岡 谷	01 - 201 - 1 - 026	土 石 流	
中岡谷 2	01 - 201 - 2 - 013	土 石 流	
釘 崎 谷	01 - 201 - 1 - 024	土 石 流	
桜町 1 - 1	01 - 201 - 3 - 042 - 1	土 石 流	
桜町 1 - 2	01 - 201 - 3 - 042 - 2	土 石 流	

桜町 1 - 3	01 - 201 - 3 - 042 - 3	土 石 流
桜町 2 - 1	01 - 201 - 3 - 043 - 1	土 石 流
桜町 2 - 2	01 - 201 - 3 - 043 - 2	土 石 流
桜 町 3	01 - 201 - 3 - 044	土 石 流
桜 町 4	01 - 201 - 3 - 045	土 石 流
桜 町 5	01 - 201 - 3 - 046	土 石 流
持 田 1	01 - 201 - 3 - 047	土 石 流
持 田 2	01 - 201 - 3 - 049	土 石 流
時 雨	01 - 201 - 3 - 051	土 石 流
相ヶ迫 1	01 - 201 - 3 - 050	土 石 流
相ヶ迫 2	01 - 201 - 3 - 052	土 石 流
相ヶ迫 3	01 - 201 - 3 - 053	土 石 流
相ヶ迫 4	01 - 201 - 3 - 054	土 石 流
時雨西の迫	01 - 201 - 3 - 108	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第65号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	前 田 1	I - 1 - 0434	急傾斜地の崩壊
	前 田 2	I - 1 - 0433	急傾斜地の崩壊
	前 田 3	I - 1 - 3152	急傾斜地の崩壊
	前 田 4	Ⅱ - 1 - 4710	急傾斜地の崩壊
	越ヶ谷 2	I - 1 - 3151	急傾斜地の崩壊
	上千野 1	I - 1 - 0462	急傾斜地の崩壊
	上千野 2	I - 1 - 0461	急傾斜地の崩壊
	上千野 4	I - 2 - 0214	急傾斜地の崩壊
	上千野 5	Ⅱ - 1 - 4702	急傾斜地の崩壊
	上千野 6	Ⅱ - 1 - 4703	急傾斜地の崩壊
	上千野 7	Ⅱ - 1 - 4704	急傾斜地の崩壊
	上千野 8	Ⅱ - 1 - 4705	急傾斜地の崩壊
	上千野 9	Ⅱ - 1 - 4706	急傾斜地の崩壊
	上千野 10	Ⅱ - 1 - 4707	急傾斜地の崩壊
	遍保ヶ野 1	Ⅱ - 2 - 0328	急傾斜地の崩壊
	遍保ヶ野 2	Ⅱ - 1 - 4678	急傾斜地の崩壊
	遍保ヶ野 3	Ⅱ - 1 - 4679	急傾斜地の崩壊
	遍保ヶ野 4	Ⅱ - 1 - 4682	急傾斜地の崩壊
	遍保ヶ野 5	I - 1 - 0464	急傾斜地の崩壊
	遍保ヶ野 6	I - 1 - 2068	急傾斜地の崩壊
	遍保ヶ野 7	I - 1 - 2284	急傾斜地の崩壊

串間市	居城田 1	Ⅱ-1-4674	急傾斜地の崩壊
	居城田 3	Ⅱ-1-4677	急傾斜地の崩壊
	口 広	I-1-0466	急傾斜地の崩壊
	上代田 1	Ⅱ-1-4671	急傾斜地の崩壊
	保ヶ迫 1	Ⅱ-1-4672	急傾斜地の崩壊
	保ヶ迫 2	Ⅱ-1-4673	急傾斜地の崩壊
	井 傳 野	Ⅱ-1-4675	急傾斜地の崩壊
	樋 重 1	Ⅱ-1-4680	急傾斜地の崩壊
	樋 重 2	Ⅱ-1-4681	急傾斜地の崩壊
	小谷川 1	03-207-1-025	土 石 流
	小谷川 2	03-207-2-018	土 石 流
	小谷川 3	03-207-1-026	土 石 流
	前田谷川	03-207-1-027	土 石 流
	越ヶ谷川 1	03-207-1-028	土 石 流
	越ヶ谷川 2	03-207-1-029	土 石 流
	佃ノ前谷川	03-207-2-019	土 石 流
	上千野谷川	03-207-2-021	土 石 流
	水元谷川	03-207-1-030	土 石 流
	井傳野谷川	03-207-2-024	土 石 流
	樋 重 谷 川	03-207-2-025	土 石 流
	遍保ヶ谷川	03-207-2-029	土 石 流
	内堤谷川	03-207-2-030	土 石 流

	西山田谷川	06-381-1-003	土 石 流	
	1	-1	土 石 流	
	西山田谷川	06-381-1-003	土 石 流	
	2	-2	土 石 流	
	寺迫谷川	06-381-1-004	土 石 流	
	川子谷川	06-381-1-005	土 石 流	
	南八反田川	06-381-1-006	土 石 流	
	南川小谷川	06-381-2-001	土 石 流	
	国富町	川上 1	I-1-0953	急傾斜地の崩壊
		川上 2	I-1-0969	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第67号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第66号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	井手山 1	I-1-0909	急傾斜地の崩壊
	井手山 2	I-1-0910	急傾斜地の崩壊
	八反田	I-1-0911	急傾斜地の崩壊
	川子 1	I-1-0912	急傾斜地の崩壊
	川子 2	I-1-0913	急傾斜地の崩壊
	川子 3	I-1-0914	急傾斜地の崩壊
	川子 4	I-1-0915	急傾斜地の崩壊
	川子 5	I-1-0916	急傾斜地の崩壊
	川子 6	I-1-0917	急傾斜地の崩壊
	高野 1	Ⅱ-1-5802	急傾斜地の崩壊
	高野 2	Ⅱ-1-5803	急傾斜地の崩壊
	高野 3	Ⅱ-1-5804	急傾斜地の崩壊
	的野 1	I-1-0918	急傾斜地の崩壊
	的野 2	I-1-3350	急傾斜地の崩壊
	的野 3	Ⅱ-1-5806	急傾斜地の崩壊
	東山田谷川	06-381-1-002	土 石 流

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	中松永	I-1-0206	急傾斜地の崩壊
	上松永	Ⅱ-1-0207	急傾斜地の崩壊
	上松永-1	Ⅱ-1-4349	急傾斜地の崩壊
	中ノ講-1	Ⅱ-1-4371	急傾斜地の崩壊
	中ノ講-2	Ⅱ-1-4372	急傾斜地の崩壊
	中ノ講-3	Ⅱ-1-4373	急傾斜地の崩壊
	中ノ講-4	Ⅱ-1-4374	急傾斜地の崩壊
	中ノ講-5	Ⅱ-1-4375	急傾斜地の崩壊
	神田 2	I-1-0192	急傾斜地の崩壊
	神田 1	I-1-0193	急傾斜地の崩壊
	柏田-1	Ⅱ-1-4387	急傾斜地の崩壊
	神田 3	Ⅱ-1-4388	急傾斜地の崩壊
	神田 4	Ⅱ-1-4389	急傾斜地の崩壊
	神田 5	Ⅱ-1-4390	急傾斜地の崩壊
	大田川	I-1-0297	急傾斜地の崩壊
	東ヶ迫東	I-1-0211	急傾斜地の崩壊
	釈迦尾ヶ野	I-1-0256	急傾斜地の崩壊
	2		
	釈迦尾ヶ野	I-1-3104	急傾斜地の崩壊
	3		
	下釈迦尾ヶ野	I-2-0025	急傾斜地の崩壊
	上大節	I-1-0225	急傾斜地の崩壊
	中ノ講谷川	02-204-1-048	土 石 流
	福谷谷川	02-204-2-090	土 石 流
	下弁分沢	02-204-1-053	土 石 流
	上弁分沢	02-204-1-054	土 石 流
下益安谷川	02-204-1-055	土 石 流	

	中益安谷川	02- 204- 1 - 056	土 石 流
	上 益 安 川	02- 204- 1 - 057	土 石 流
	神田一谷川	02- 204- 2 - 094	土 石 流
	神田二谷川	02- 204- 2 - 095	土 石 流
	下飛ヶ峯谷川	02- 204- 2 - 088	土 石 流
	釈迦尾ヶ野谷川	02- 204- 1 - 035	土 石 流
北 郷 町	立 野 1	I - 1 - 0358	急傾斜地の崩壊
	立 野 3	II - 1 - 4573	急傾斜地の崩壊
	菖 蒲 迫 2	I - 1 - 0360	急傾斜地の崩壊
	菖 蒲 迫	I - 1 - 0361	急傾斜地の崩壊
	下大藤- 1	II - 1 - 4562	急傾斜地の崩壊
	赤 岩 谷 沢	02- 321- 1 - 012	土 石 流
	無 名 沢	02- 321- 1 - 013	土 石 流
	寺之河内川	02- 321- 1 - 014	土 石 流
	小 姓 迫 谷	02- 321- 2 - 009	土 石 流
	立 野 谷 川	02- 321- 2 - 010	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第68号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定する。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定番号
第2号
- 2 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
財団法人 日本住宅・木材技術センター
東京都港区赤坂2丁目2番19号
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
事務所の名称 財団法人 日本住宅・木材技術センター
構造判定室
事務所の所在地 東京都江東区新砂3丁目4番2号
- 4 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成20年2月1日

宮崎県告示第69号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定する。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定番号
第3号
- 2 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
財団法人 日本建築総合試験所
大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
事務所の名称 財団法人 日本建築総合試験所
構造判定センター
事務所の所在地 大阪府大阪市中央区谷町2丁目3番12号

- 4 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成20年2月1日

公 告

宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱(昭和58年2月10日定め)の規定に基づき、宮崎県伝統的工芸品を次のとおり指定した。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県 伝統的 工芸品	製作者を構成 員とする組合 等の名称(個 人にとっては 製造所の名称 ・屋号・商号)	組合等の所在 地(個人にあ っては事業所 の所在地又は 住所)	組合等の代表 者の氏名(個 人にとっては、 氏名)	指 定 年月日
西都市	大前竹細工店	西都市大字右 松2501	大前 利紘	平成20 年1月 31日

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱(昭和58年2月10日定め)の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮 崎 県 伝統工芸士	住 所	宮 崎 県 伝統的工芸品名	認 定 年 月 日
大前 利紘	西都市大字右松2501	竹工芸品	平成20年 1月31日

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び名称
西都市大字右松字三反田2134 番1 外11筆	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1 ナチュラル株式会社

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成20年1月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量
財務会計システム総務事務一元化対応プログラム製造業務委託一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県会計管理局会計課財務電算担当 宮崎市橘通東 2 丁目10
番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年12月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号
- 5 随意契約に係る契約金額
40,185,600円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号に該当

正 誤

昭和56年 4 月 1 日付け県公報（号外第20号）中

ページ	誤	正
11	用紙の企画	用紙の規格

昭和60年 4 月 1 日付け県公報（号外第26号）中

ページ	誤	正
18	）、所換換え	）、所管換え

平成20年 1 月24日付け県公報（号外第 3 号）別冊（81頁）中

誤	正
松 田 篤 紀	松 田 篤 徳